

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書（一括徴収記載例）

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

○○○ 市町村長 殿 平成××年○○月△△日提出 給与支払者 （特別徴収義務者）	住所(居所)又は所在地	〒012-3456 ○○県××市△△1-2-3
	フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ
	氏名又は名称	株式会社 ○×商事
	代表者の職氏名印	代表取締役 特徴 太郎 ㊟
個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
給与所得者		
受給者番号(整理番号)	フリガナ	スキ イチロウ
123456	氏名	鈴木 一郎 (旧姓)
生年月日	昭和・平成 50年1月1日	
個人番号※注3	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
1月1日現在の住所	○○県××市△△3-2-1	
給与の支払を受けなくなった後の住所		
(ア)特別徴収税額(年税額)	(イ)徴収済額	(ウ)未徴収税額(ア)-(イ)
140,000 円	6月分から8月まで 35,600 円	9月分から5月まで 104,400 円
異動年月日	××・8・31	

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄					
特別徴収義務者指定番号		12-34567		※市町村ごとに異なります	
宛名番号※注2		1234			
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	人事課人事労務係			
	氏名	特徴 花子			
	電話	000-000-0000 (内線 123)			
異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	退職した年の1月から退職時までの給与支払額		円	
	1. 特別徴収継続一括徴収(1月以降は必須※注4)	9月分まで納入(10月10日納期分)		1,200,000 円	
	2. 普通徴収(理由)			控除社会保険料額 60,000 円	
取不可)を選択された場合は、必ず選択してください。					

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定		
①. 異動が平成××年12月31日までで、申出があったため(8月25日申出) ②. 異動が平成××年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)
	9・20	104,400 円	104,400 円
異動者印	鈴木		

一括で徴収した税額を納入する月
※1月以降の退職の場合は、原則一括徴収が基本となります。

(○をしてください)

- 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため
- 死亡による退職であるため

1 (普B)	他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与支給額が○○万円以下)
3 (普D)	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)
4 (普E)	事業専従者(個人事業主のみ対象)

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号(※新規事業所の場合は記入不要です。)	
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒
フリガナ	
氏名又は名称	
代表者の職氏名印	

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分で一括して納入する場合。
 (ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)
 (イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分)
 (ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)
 ↑
 一括徴収税額(納入額と同額)

新しい勤務先では	※市町村記入欄
月割額	円を
月分から徴収し、納入します。	
新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。	
納入書 要 ・ 不要	

御注意
 1. 黒のボールペン又はペンで記載してください。
 2. 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
 3. 転勤(再就職等)により異動後の勤務先で引き継ぎ特別徴収を行う場合には、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。
 4. 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。一括徴収することが義務づけられています。(五月末日までに支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。)